

小平市いじめ防止基本方針

平成26年11月

平成30年6月改定

令和4年12月改定

令和7年1月改定

小 平 市

1	基本方針の策定の意義	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの禁止	1
4	いじめ問題への基本的な考え方	1
	(1) いじめを生まない、許さない学校づくり	2
	(2) 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す	2
	(3) 教員の指導力の向上と組織的対応	2
	(4) 家庭・地域・関係機関との連携	2
5	市及び教育委員会における取組	3
	(1) 小平市いじめ問題対策連絡協議会の設置	3
	(2) 小平市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置	3
	(3) 小平市いじめ問題調査委員会の設置	3
	(4) いじめの防止等に関する具体的な取組	3
	① 未然防止	3
	② 早期発見	4
	③ 早期対応	4
6	学校における取組	4
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	4
	(2) いじめの防止等のための組織の設置	4
	(3) いじめの防止等に関する具体的な取組	5
	① 未然防止	5
	② 早期発見	6
	③ 早期対応	6
	(4) いじめへの対処	6
	① 認知	6
	② 解消に向けた取組	7
	③ 解消の基準	7
7	いじめ重大事態への対処	8
	(1) 重大事態の定義	8
	(2) 重大事態発生時の基本的な対応	9
	① 把握・判断	9
	② 調査	9
	③ 報告	10
	④ 再調査	10
8	取組の評価・見直し	10
9	その他	10
	<用語解説>	11
	【別添 1】いじめ重大事態発生時の対応の流れ(フロー図)	12
	【別添 2】こだいらいじめ防止メッセージ	13

1 基本方針の策定の意義

全てのこどもは、かけがえのない存在であり、こどもの健やかな成長は、社会全体の願いである。そのため、児童・生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるいじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、学校、家庭、地域は、それぞれが責任と役割を果たしながら、社会総がかりでいじめの問題に対峙しなければならない。

小平市（以下「市」という。）は、いじめを決して許してはいけない、見逃してはいけないとの思いから、いじめの兆候をいち早く察知し、解決する取組を以前から進めてきた。学校、家庭、地域、関係機関等による横の連携を大切にした健全育成や居場所づくりは、その一つである。そして、児童・生徒を取り巻く大人たちの連携といじめに向かわせない社会を築く責任は、今後ますます重要であり、小平市民一人ひとりがいじめを許さない姿を示すことが必要である。

「小平市いじめ防止基本方針」（以下「本基本方針」という。）は、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、市、小平市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、地域及びその他関係機関が連携を強め、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）や「東京都いじめ防止対策推進条例」等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、いじめ重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を、小平市立学校（以下「学校」という。）に在籍する全ての児童・生徒に対し、総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

2 いじめの定義

法第2条において、次のとおり規定されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめはいかなる理由があっても絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒はいじめを行ってはならない。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どのこどもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、市、教育委員会及び学校は、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校内はもちろんのこと、学校の内外にまたがるいじめの防止等に取り組み、いじめを生まない土壌づくりを行うとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、こどもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として、いじめを認識しながらこれを放置することのないよう家庭、地域及び関係機関と連携して対処する。

また、いじめが起きた場合には、いじめを直ちにやめさせ、いじめを行った児童・生徒の背景の理解と解消に努め、いじめの再発やいじめの連鎖を防止する。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童・生徒の理解を深め、いじめをしない・させない心情を育む

全ての児童・生徒が、いじめについて深く考え、理解し、いじめに向かうことなく、心の通う対人関係を構築できるよう、教科指導はもとより、特別の教科 道徳の授業、特別活動の学級活動や児童会・生徒会等による主体的な取組、体験活動などを通じて、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの観衆にも傍観者にもならない」ことを自覚するように促す。また、いじめの行為によっては、犯罪行為として扱われる場合もあることを周囲の大人も認識し、児童・生徒の指導に当たる。

全ての児童・生徒が、自分も他の人も大切な存在であることを認め、互いの個性を受容し、自己肯定感を高めたり、自尊感情を育んだりする指導を行う。

(2) 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す

いじめから児童・生徒を守り、児童・生徒の取組を支える

いじめを受けた児童・生徒からの情報や、いじめの兆候を早い段階から確実に受け止め、組織として迅速かつ丁寧な初期対応を確実にを行い、いじめを受けた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにする。そのために、教職員が連携し、きめ細かく状況を把握し、関係機関と連携して対応するなど、いじめを受けた児童・生徒を守り通す取組を徹底する。

また、いじめについて、勇気をもって教職員、保護者等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、周囲の児童・生徒の発信を促すための児童・生徒による主体的な取組を支援し、いじめを見過ごさず、いじめの防止や解決に向かおうとする児童・生徒を育てる。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む

いじめを生まない学校や学級づくりに使命感をもち、いじめ問題に適切に対処できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力、必ず解決に導こうとする意欲を高める。

また、教職員個人による対応に任せることなく、教職員全体のいじめ問題への理解と対応力を向上させ、学校全体による組織的、継続的な取組により、速やかな解決を図り、解決後も注意深く状況を見守るなど、いじめが生まれる要因の解消に努める。

校長は、学校評価にいじめの取組状況に関する評価項目を位置付け、PDCAサイクルに基づく組織的な取組を進める。

(4) 家庭・地域・関係機関との連携

地域社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、地域社会全体で児童・生徒の健やかな成長を促し、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、家庭、地域及び関係機関と連携し、地域社会総がかりでいじめ問題の解決と対策の推進に取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童・生徒がいかなる場合にもいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、他者の痛みを共感的に受け止める感受性や、規範意識の育成に努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

5 市及び教育委員会における取組

市及び教育委員会は、いじめの防止等のための取組を総合的に推進し、児童・生徒の健全育成を図るため、法及び小平市いじめ問題対策連絡協議会等条例（以下「市条例」という。）に基づき、必要な組織を設置して、対策を推進する。

なお、教育委員会は、本基本方針について、庁内の関係課と情報共有を図るとともに、教育委員会日より、市ホームページ等に掲載し、関係機関・市民等に広く周知する。

(1) 小平市いじめ問題対策連絡協議会の設置（法第14条第1項・市条例第2条）

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者及び関係行政機関の職員により構成される「小平市いじめ問題対策連絡協議会」を置く。本協議会は、関係機関及び団体相互の連携推進に関する事項を協議するとともに、連絡調整を図る。

(2) 小平市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置（法第14条第3項・市条例第11条）

教育委員会は、「小平市いじめ問題対策連絡協議会」との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の附属機関として、学識経験のある者、法律や心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者及び関係行政機関の職員により構成される「小平市教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。本委員会は、いじめ防止等のための対策等について審議するとともに、いじめ重大事態が発生した場合には、いじめの事実の解明や、当該事案への対処、同種の事案の再発防止を目的とした調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(3) 小平市いじめ問題調査委員会の設置（法第30条第2項・市条例第18条）

市長は、学校でいじめ重大事態が発生し、法第30条第1項に基づき教育委員会又は学校が調査した結果の報告を受けた際、必要があると認めるときは、公平、公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される市長の附属機関「小平市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果について、調査（再調査）を行うことができる。

(4) いじめの防止等に関する具体的な取組

① 未然防止

- ア 児童・生徒の主体的な参画によるいじめを生まない、許さない学校づくりの活動を支援し、児童・生徒がいじめを自分の問題として考え、取り組めるようにする。
- イ 学校や学級を、児童・生徒にとって自分が必要とされていると実感でき、自己肯定感を高めたり、自尊感情を育んだりする場にするため、特別活動を推進するとともに、「児童会・生徒会サミット」を開催し、児童・生徒が主体的に話し合い、意見を発表できる場や機会を設定する。
- ウ 教育相談員やいじめ問題の専門家を講師に招き、若手教員育成研修や生活指導主任会をはじめ、職層に応じたいじめの防止等に向けた教職員の研修を年3回以上、実施する。なお、研修の際は、本基本方針に基づき実施するとともに、生徒指導提要（令和4年12月文部科学省）やいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版文部科学省）などを積極的に活用する。
- エ 学校支援訪問及び指導課定期訪問の際に、全ての教職員を対象に本基本方針に則った取組について指導・助言する。
- オ 相談を受けた際の校内における支援方法等について、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを対象とした連絡会や研修会を実施する。

- カ 学校経営協議会などの機会を通じて、いじめの問題を地域ぐるみで解決する取組を推進することについて、学校に対して指導・助言を行う。
- キ 「小平市教育委員会いじめ問題対策委員会」において、いじめに係る状況や課題を報告し、いじめ防止等のための対策について意見を求める。
- ク インターネット及びSNS等を通じて行われるいじめに対する取組として、情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者に対する啓発活動を推進する。
- ケ 市ホームページ、教育委員会ホームページ及び教育委員会だよりによるいじめの防止等のための広報並びに相談窓口の周知、その他の啓発活動を推進し、家庭及び地域住民、関係機関のいじめの防止への積極的な関わりを促す。
- コ 市は、いじめの防止等の対策を推進するために、必要な財政上の措置及び人的体制の整備等、必要な措置を講ずる。

② 早期発見

- ア 「ふれあい（いじめ防止強化）月間」（※１）において、アンケート調査や教育相談室の土曜電話相談（年間３回）を実施する。
- イ 「月ごとのいじめ実態調査」を実施し、いじめの早期発見に努め、早期解決に向けた関係機関との連携を含めた対応について学校への指導・助言を行う。
- ウ いじめの発生時に、児童・生徒の心理的なケアや学校の経営安定化等に当たるため、必要に応じ教育相談室の教育相談員（公認心理師）などの専門家を派遣する。

③ 早期対応

- ア 警察と学校との相互連絡制度の活用（スクールサポーターとの連携）及びボランティア等の協力による児童・生徒の見守り体制を整備する。
- イ いじめを受けた児童・生徒の心身の保護のため必要と認める場合には、いじめを行った児童・生徒の別室登校や、いじめを受けた児童・生徒の指定学校の変更、区域外就学等の対応を検討する。また、やむを得ない場合には、いじめを行った児童・生徒に対し、出席停止措置を行う。

6 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、本基本方針及び「いじめの防止等のための基本的な方針の改定及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定について（通知）（平成２９年３月１６日文科科学省、令和６年８月改訂版）」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を基に、学校の実状に応じ「学校いじめ防止基本方針」を定める（法第１３条）。

なお、学校は、学校いじめ防止基本方針について、年度当初に全ての児童・生徒、保護者、地域に説明するとともに、学校ホームページ等で周知する。

(2) いじめの防止等のための組織の設置

- ① 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員及び心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「学校いじめ対策委員会」を置く（法第２２条）。
- ② いじめの事案に対し、事実関係の把握に努め、いじめであるか否かを判断する。
- ③ 「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、学校サポートチーム（※２）を活用する。

- ④ いじめ重大事態が発生した場合には、学校は教育委員会と連携して組織を設けるなどして、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条）。

(3) いじめの防止等に関する具体的な取組

学校は、教育委員会及び関係機関等と連携して、学校いじめ防止基本方針に基づき、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講ずる。実効性のある校内研修を年3回以上行い、学校いじめ防止基本方針の理解の促進、いじめの兆候や危険信号を見逃さないための取組の検討などにより、教職員の資質向上を図る。なお、校内研修のうち、必ず1回は、全教職員で、法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と、この定義の解釈を示している「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。

また、児童会や生徒会によるいじめ防止のための話し合いやポスターの作成、挨拶運動など児童・生徒の主体的な活動を推進する。

なお、定期的に「学校いじめ対策委員会」を核として児童・生徒の情報を共有し、いじめの問題等に関する指導内容を記録するとともに、検討を要する事象が発生した場合には、迅速に委員会を開催し、早期対応を図るようにする。また、児童・生徒の進学・進級や転学に当たっては、適切に引継ぎや情報共有を行うなど、組織的に対応する。以下に各段階における取組を示す。

① 未然防止

- ア 児童・生徒にとって分かる授業、児童・生徒同士が話し合い、学び合う授業などを通して、互いのよさを認め合えるようにする。
- イ 「こだいらの小・中連携教育」において、義務教育9年間を見据えた学習規律や生活規律を共有して指導し、自分のことも他者のことも大切にすることを育てる。
- ウ 児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流に資する能力を養うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- エ 特別活動を中心として、集団の一員としての自覚や自信、自己肯定感を高め、自尊感情を育み、互いを認め合える人間関係や学校・学級の風土をつくる。
- オ 年3回実施している道徳科や学級活動を中心としたいじめ防止授業（「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等）をはじめ、道徳教育や人権教育の充実、読書活動、勤労生産・奉仕的行事などの推進等を通して、児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、行動する取組を推進するとともに、いじめに向かわない態度及び能力の育成を図る。
- カ 全校朝会や学年集会等の機会に、定期的にいじめをテーマとした講話を行い、いじめは絶対に許されないという児童・生徒の自覚を促進する。
- キ 年3回いじめ防止に関する校内研修会を実施し、いじめは誰にでも起こり得ることなどいじめについて正しい認識、法、本基本方針、生徒指導提要及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの理解を促進する。また、校内研修会実施後は、教育委員会に報告する。
- ク 児童・生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることを防ぐなど教職員の人権感覚を向上するために、年1回人権教育に関する校内研修会を実施する。
- ケ 年度当初に全ての児童・生徒、保護者、地域へ学校いじめ防止基本方針について説明するとともに、同基本方針を学校ホームページに掲載し、周知する。
- コ 児童・生徒向けリーフレットを配布し、資料を基に学級で話し合うなど、児童・生徒が法の趣旨や学校の取組等を理解し、自分自身でできることを考えられるようにする。

- サ 児童・生徒及び保護者を対象とした、いじめの防止等のための啓発活動、家庭と連携したSNS等のルールづくり等を推進する。
- シ 入学前の機関から得た情報を踏まえ、多面的・多角的に個々の児童・生徒の特性について理解を深めるとともに、確かな児童・生徒理解に努める。
- ス 家庭との緊密な連携及び協力体制を構築するために、学校公開や家庭訪問、学校だよりなどを通じて、いじめの防止等のための取組に対する啓発を推進する。
- セ 学校経営協議会などの機会を通じて、いじめの問題を地域ぐるみで解決する取組を周知するとともに、対応等について協議する。

② 早期発見

- ア 月ごとのいじめ実態調査、ふれあい月間を通じてアンケート調査、担任、スクールカウンセラー等との面談による早期のいじめの実態把握を行う。
(いじめを受けていることや、他の児童・生徒がいじめを受けていることを訴えやすくするために、アンケート調査の様式や回収方法等に配慮した調査や教育相談を実施する。)
- イ 児童・生徒、保護者がいじめを相談しやすい体制の整備と相談窓口を周知する。
(学校いじめ対策委員会の構成員である教職員によるいじめ防止授業の実施など、学校いじめ対策委員会の存在及び活動が児童・生徒に容易に認識される取組など)
- ウ いじめに関する内容について速やかに教職員全体に情報を共有する。
- エ 児童・生徒に対して、いじめを見た時に傍観者とならないよう指導する。

③ 早期対応

- ア いじめを発見又はいじめの報告を受けた特定の教職員が当該事案を抱え込まないために、学校いじめ対策委員会を主導として速やかに組織的に対応する。
- イ いじめられた児童・生徒や、いじめを知らせてきた児童・生徒が安全に、安心して教育を受けられる環境を確保する。
- ウ 教育的配慮の下、いじめた児童・生徒に対して毅然とした態度により指導する。
- エ いじめの発生状況及び対応状況に関して、保護者への報告、支援及び助言を徹底する。
- オ 必要に応じて、保護者会の機会等に保護者といじめの状況を共有する。
- カ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案について、警察及び関係機関や専門家等と相談及び連携する。
- キ 児童・生徒の進学時に、進学先に適切な引継ぎ及び情報を共有する。
- ク いじめの対応経過及び学校いじめ対策委員会の対応経過の記録を作成し、保存する。

(4) いじめへの対処

① 認知

いわゆる社会通念上のいじめと、学校で認知するいじめは必ずしも一致するものではない。児童・生徒の力関係や深刻さはいじめの認知に影響しない。相手を傷つけることを意図しない言動も含まれている。関係児童・生徒(※3)や第三者からは問題ないと見える場合や、対象児童・生徒(※4)がいじめられていないと否定する場合でも、対象児童・生徒が苦痛と感じているものは認知する。また、いじめと認知することは、児童・生徒の苦痛を受け止め、ケアすることと捉える。

② 解消に向けた取組

ア いじめを受けた児童・生徒への対応

(ア) 安全確保

いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保するために、状況をきめ細かく把握する。具体的には、授業中、休み時間、放課後及び家庭訪問などを利用した複数の教員による声かけや面談、教職員の打合せ等を利用した児童・生徒の情報共有、見守りや登下校の付き添いを実施する。

(イ) 心身のケア

いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とともに、対象児童・生徒及び保護者のケアを行う。

(ウ) 学習支援

いじめを受けたことにより、授業に参加できない児童・生徒に対して、別室による学習支援やオンライン授業等を実施し、学習の支援を行う。

イ いじめをした児童・生徒への対応

(ア) 指導及び組織的な対応

いじめの関係児童・生徒には、教育的配慮の下、いじめに至った背景・経緯を明らかにしながら、自らの行為の問題点に気付かせるように、個に応じたきめ細かい指導を行う。

(イ) 心身のケア

状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、関係児童・生徒の継続的なケアを行う。

(ウ) 関係機関との連携

児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事例については、警察や児童相談所等と適切に連携し、毅然とした態度で指導を行う。

ウ 校内における組織的な対応

(ア) 教職員の対応

いじめを発見した、またはいじめの報告を受けた教職員は、特定の教職員で対応せず、学校いじめ防止基本方針に則り、校長及び学校いじめ対策委員会に直ちに報告する。校長の指示の下、いじめを受けた児童・生徒及びいじめの関係児童・生徒の保護者等にも状況を説明し、家庭での見守り及びいじめの解消に向けた指導への理解と協力を得る。

(イ) 校長及び学校いじめ対策委員会の対応

いじめの報告を受けた校長及び学校いじめ対策委員会は、事実の確認といじめの解消に向けた取組が組織的に行えるように指示、指導する。また、その指導の状況や児童・生徒の様子から、いじめの解消に向けた取組が適切であるかを判断し、必要に応じて改善を指示、指導する。

(ウ) 犯罪行為への対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察及び関係機関と連携する。

③ 解消の基準

いじめの解消の基準は当該いじめの行為が少なくとも3か月継続して止んでいること、対象児童・生徒が苦痛を感じていないことを目安とする。学校は、スクールカウンセラー等の専門家と連携し、児童・生徒が信頼できる教職員により、秘密が確実に守られる場所で丁寧に対象児童・生徒の状況を確認する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学省大臣決定

〔最終改定：平成29年3月14日〕より抜粋）

7 いじめ重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態の定義は、法第28条第1項において、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」（同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）と規定されている。

同項第1号に該当する事案について

例えば ○ 児童・生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など

などのケースが想定される。

同項第2号に該当する事案について

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

同項第1号及び同項第2号に共通する事項

また、児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

参考：【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定〔最終改定 平成29年3月14日〕】

(2) 重大事態発生時の基本的な対応

重大事態発生時の基本的な流れ及び調査主体・調査方法等については、本基本方針及び「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」(令和6年8月改訂版文部科学省)により、適切に対応する。

重大事態調査の目的

重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校や設置者が可能な限り事実関係を明らかにすることで当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。

参考：【「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」(令和6年8月改訂版 文部科学省)】

① 把握・判断

- ア 学校は、児童・生徒や保護者、地域からのいじめの情報・訴えや児童・生徒のいじめと疑われる言動等を把握した場合は、速やかに学校いじめ対策委員会を開き、組織で情報の収集と記録を共有し、いじめの認知、学校いじめ防止基本方針に基づいた対応を確認する。また、児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、速やかに警察と連携し、対応する。
- イ 教育委員会事務局は、月ごとのいじめ実態調査から学校の状況を把握するとともに、学校と情報共有を行い、重大事態が疑われる場合は、学校に適切に指導・助言する。
- ウ 重大事態の判断は、法に基づき、教育委員会又は学校が行う。なお、学校が判断する際は、学校いじめ対策委員会において判断を行う。
- エ 学校は、重大事態の発生について、直ちに教育委員会事務局に報告する。いじめ重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- オ 学校から重大事態の報告を受けた教育委員会事務局は、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断する。なお、不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会事務局は、必要な指導・助言及び人材配置等の適切な支援を行う。
- カ 教育委員会事務局は、教育委員、市長、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会及び文部科学省へ重大事態の発生報告を行う。
- キ 調査主体者は、調査を始める前に対象児童・生徒・保護者に対し重大事態調査に関する事前説明を実施する。また、関係児童・生徒・保護者への説明も行う。

② 調査

- ア 学校が調査を実施する場合は、学校いじめ対策委員会を開き、以下の内容を実施する。
 - (ア) 調査方針の決定及び保護者への説明等
 - (イ) 事実関係の聴取、事実関係の整理
 - (ウ) 再発防止に資する対応策の検討
 - (エ) 報告書の作成、取りまとめ
- イ 教育委員会が調査を実施する場合は、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会を開き、以下の内容を実施する。
 - (ア) 委員会の招集
 - (イ) 調査方針の決定及び保護者への説明等

- (ウ) 事実関係の聴取、事実関係の整理
- (エ) 再発防止に資する対応策の検討
- (オ) 報告書の作成、取りまとめ

③ 報告

- ア 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者、いじめに関係した児童・生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。調査結果の公表の可否及び公表の方法や内容については、教育委員会が、事案の内容や重大性、対象児童・生徒及び保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断する。また、調査結果について、学校は教育委員会に報告、教育委員会は市長に報告する。
- イ 市長は再調査実施の判断をする。

④ 再調査

- ア いじめ重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、「小平市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行うことができる。（再掲）
- イ 市長は、個人情報に対する必要な配慮を確保し、再調査の結果を議会に報告する。教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、調査の対象となつたいじめ重大事態への対処又は同種の事態発生防止のために、人材派遣等の学校支援を行う。

8 取組の評価・見直し

教育委員会事務局は、いじめ重大事態調査報告書の提言等を、第二次小平市教育振興基本計画に基づく主要事業の中で、より汎用性の高い施策として具体化し、教育委員会定例会において報告する。また、「小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」において施策の取組状況の自己点検及び評価を行い、外部有識者に意見を求め、教育委員会定例会において報告する。

教育委員会事務局は、本基本方針に基づく学校におけるいじめの防止等の取組状況を学校評価等から確認し、その評価結果に基づき、必要に応じて指導・助言する。また、国・東京都の改訂を踏まえ、必要に応じて本基本方針の見直しを検討する。

学校は、ふれあい月間で実施する「教員シート」及び「学校シート」や学校評価等を活用し、いじめ防止対策について、PDCAサイクルによる評価・改善を行い、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。

9 その他

- (1) 重大事態の調査に係る情報の公開については、小平市情報公開条例等に基づき対応するものとする。
- (2) 対象児童・生徒及び保護者による「調査結果に係る所見をまとめた文書」については、公表しないものとする。
- (3) 重大事態調査を実施した学校及び教育委員会事務局は、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会より提言された再発防止策について真摯に受け止め、実施計画を作成するとともに、実施状況について教育委員会に報告する。

<用語解説>

※1 ふれあい（いじめ防止強化）月間

東京都内の小・中学校において、児童・生徒の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、いじめや不登校等の問題に取り組む月間のこと。小平市では、東京都が指定する6月・11月に加え、2月の計3回を当月間として設定している。

※2 学校サポートチーム

児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む、校務分掌に位置付けた組織

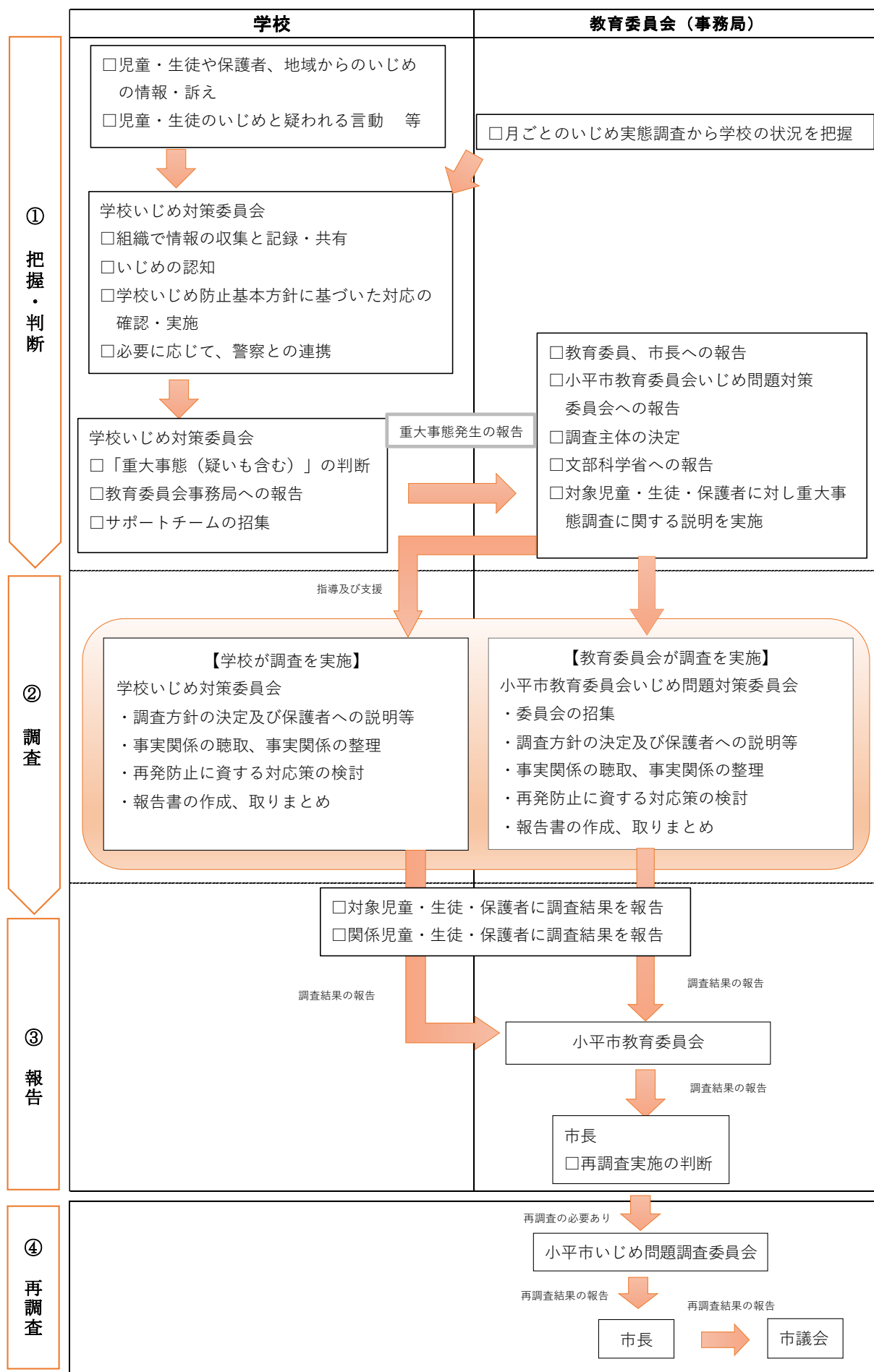
※3 関係児童・生徒

いじめを行った疑いのある児童・生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童・生徒

※4 対象児童・生徒

“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある児童・生徒

いじめ重大事態発生時の基本的な対応の流れ（フロー図） 【別添1】



※上記の流れを基本としながら、個別の事案の状況に応じて対応する。

こだいらいじめ防止メッセージ

小平市、教育委員会、学校、家庭、地域など、わたしたち子どもを取り巻く大人は、いじめ問題に対して、次のような姿勢で取り組みます。

① ～いじめは絶対に許されない～

児童・生徒へのアンケートによると、小平市でも「状況によってはいじめが許される場合もある」と、いじめを容認する回答が見られましたが、いじめはどんな理由があっても決して許されることはありません。このことを子どもも大人も認識し、いじめを見過ごしたり放置したりすることなく、いじめを許容しません。

② ～いじめの要因・背景にも目を向ける～

いじめは絶対に許されることはありません。しかし、起きてしまったいじめには必ず要因や背景があるはずです。いじめを行った児童・生徒へ毅然とした指導を行うとともに、いじめを生み出す土壌や要因、雰囲気がなかったかなど、いじめが起きたメカニズムの分析や、いじめを行った児童・生徒への事後対応にも配慮していきます。

③ ～地域社会総がかりで取り組む～

小平市の小・中学校には、学校支援ボランティア、青少年対策地区委員会、民生委員・児童委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど多くの大人が関わっています。このことを活かし、関係者、関係機関が連携した取組を進めます。

家庭では、他人の痛みを自分のこととして受け止める心や、社会生活のルール、マナーを守ることの大切さを教え、いじめは許されない行為であることを、十分理解させるように努めます。

④ ～小・中連携教育により児童・生徒に主体的に取り組ませる～

小平市では小・中連携教育に取り組んでいます。いじめの防止においても、中学校区を単位として小学校と中学校が連携して、児童・生徒自らが考え、「いじめを許さず、自分のことも友達のこと大切にする」態度を育てる主体的な活動を取り入れていきます。

⑤ ～ささいなケースも見逃さない～

児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、相談体制の充実を図ります。また、児童・生徒の小さな変化や気になる様子をとらえ、各学校の学校いじめ対策委員会を核として組織的にきめ細かく対応し、早期発見・早期対応により、決して見逃すことなく児童・生徒の困っていることや悩みに対処します。